

基本施策2

健やかに自分らしく生きるまちづくり

施策2-1 健康づくり・保健衛生の充実

〔 施策目標 〕

- 健康に暮らせるまちづくりを目指します。
- 健康意識の向上と生活習慣病の予防のため、特定健康診査受診率向上に努めます。

施策を取り巻く環境（現況と課題）

（健康づくり）

- 「童話の里くす健康21計画」では健康寿命の延伸、生活の質の向上、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てることを目標にしており、健康づくりの分野や、ライフステージごとに指標となる数値目標を掲げ、それぞれの実施主体別の行動目標に沿った取組を展開しています。
- 健（検）診受診率の向上を図り、住民が自身の健康状態を把握し、早期に生活習慣を見直すことで、高血圧症や糖尿病等の重症化を予防することが重要となります。
- 自ら命を絶つようなことを防ぐため、「気づき」「見守り」「つなぐ」ことができるようネットワークを強化し、人材育成等の取組を行う必要があります。
- 食生活においては、食の重要性や「何をどれだけ食べたらよいか」といった基本的な知識が必要であるため、早い段階から正しい知識を身につける機会づくりが必要となっています。

（母子保健・思春期保健）

- 母子保健活動では、母子手帳交付時に保健師の面接や、乳児のいる家庭への全戸訪問、それぞれの月齢での健康診査や健康相談を実施するほか、医療機関等の関係機関と情報提供及び共有を行う等、児童福祉、母子保健にかかる各機関が連携を図り、一人ひとりに切れ目のない支援が届くよう取り組んでいます。
- 乳幼児期の子どもを持つ保護者の中には、育児不安や子育てへの悩みを抱えている方がいます。各乳幼児健診では発達障がいと思われる子どももみられるため、関係機関と連携し、早期療育につながる支援体制を整備していく必要があります。
- 思春期の子どもに対しては、よりよく生きるためのライフスキル^{*}の獲得やライフプランの設計を描くための支援が必要となります。

^{*}ライフスキル：

日常生活に生じるさまざまな問題や要求に対して、より建設的かつ効果的に対処するために必要な能力。

(特定健診)

- 特定健康診査受診率は、平成30年度から、医療機関にて個別健康診査が可能となる等、受診しやすい環境づくりに努めていますが、近年は40%前後を推移しており、国の示す目標値60%に到達していない状況にあります。
- 国保医療費は増加傾向にあり、総医療費の約3割は生活習慣が原因となる疾病が占めているため、医療費の抑制につながるよう、従来の巡回健診の受診勧奨に加え、個別受診勧奨の強化を図り、受診率向上に引き続き取り組む必要があります。



施策での取組

町の取組(重点施策)

2-1-1:健康増進事業

- 健康診査の受診勧奨のほか、健診結果の説明会、生活習慣病予防教室等を通じて、自身の健康状態の把握や健康に関する知識を身につける機会を創出します。
- 身近な地域が主体となって健康づくり活動が行われるよう、活動支援を行います。

2-1-2:食育推進事業

- 食生活改善推進員(ヘルスマイト)を養成し、食生活を通じた健康づくりや食育活動を推進します。
- 乳幼児健診、健診結果の説明会等において食育指導を行い、食に関する知識とバランスのよい食を選択する力を身につけるための取組を行います。

2-1-3:自殺対策事業

- ゲートキーパー※養成講座を開催し、身近な地域で悩んでいる人に必要な支援につなげることで、見守るといった命の危険を示すサインに適切に対応のできる人材を育成します。
- 自殺対策は「生きるための支援」であり、関係機関が連携して包括的に取り組むことが重要です。そのため、相談窓口の積極的な利用を促進するために、広報誌等による啓発を行うとともに、命を絶つような悩みを抱える住民の相談を行います。

※ゲートキーパー:

悩んでいる人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置づけられています。

2-1-4:母子保健事業の推進

- 母子ともに心身の健康づくりを行うため、乳幼児健診や新生児・乳児訪問、各種相談等を通じて乳幼児の健やかな成長、発達を見守りながら保護者の育児への不安を軽減するための支援を行います。
- 子育て世代包括支援センターを拠点に、子育てに関する情報を発信するとともに、関係機関と連携しながら個別の支援プランを作成し、切れ目のない支援を行います。

2-1-5:子どもの発育と健康の保持増進

- 子どもの健やかな成長を支えるうえで、年齢や成長に応じた各種保健活動を推進し、児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、支援します。
- 思春期の子どもたちが抱える心身の悩みに適切に対応できるよう、相談や支援体制の充実を図ります。

2-1-6:特定健診受診率向上

- 特定健診の受診率向上のため受診しやすい体制づくりや健診に対する意識啓発に努めます。
- 健診結果から生活習慣病、糖尿病性腎症等のリスクのある受診者の重症化予防に向けて保健指導を行う等、丁寧な対応に努めます。

協働による取組(わたしたちができること)

- ・自分の健康に関心を持ち、早期受診・早期治療をこころがける。
- ・健康づくり推進委員会を中心に、地域で健診の受診を呼びかける等、年に一度必ず健診を受け、生活習慣の改善に取り組む。
- ・地域、事業所内で健康づくりの取組を進める。
- ・感染症に関する知識を高め、予防に努める。



関連する個別計画

(担当課は令和3年4月1日現在)

- 玖珠町国民健康保険第二期保健事業実施計画 【福祉保険課 保険年金班】
- 玖珠町第三期特定健康診査等実施計画 【福祉保険課 保険年金班】
- 童話の里 “くす”健康21計画(Ⅲ) 【子育て健康支援課 健康推進班】



数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値	
				令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
1	健診受診率(国保加入者)	R1	44.1%	60.0%	65.0%
2	「何をどれだけ食べたらよいかわかる人の割合」(アンケート結果)	R2	50.7%	52.3%	54.0%



施策2-2 地域福祉の充実

【 施策目標 】

- 地域でともに支え合う意識を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会を目指します。
- 日常的な支え合いをいざというときに発揮できる社会の実現を目指します。



施策を取り巻く環境(現況と課題)

(地域福祉)

- 人口の減少や少子高齢化、核家族化、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、地域だけでなく、家族間のつながりが希薄化する等、地域コミュニティの衰退や社会的な孤立といった問題、個人や世帯において複数の分野にまたがる問題が顕在化しています。
- 住民の一人ひとりが「自分のこと」として、地域のことや周囲の人に関心を持ち、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるとともに、共に支え、支えられる関係を作りながら暮らすことが何よりも大切となります。
- 地域福祉の推進にあたっては、高齢、障がい、子育て、その他様々な事情から支援が必要となっても、当事者である自身や家族の力で課題を解決する「自助」、玖珠町社会福祉協議会、地区コミュニティを中心に、当事者の周辺にいる人が関わり、支え合いや支援を行う「互助」、社会保障制度等、制度化された相互扶助の仕組みによって支援を行う「共助」、様々な公的なサービスによって困りごとに対処する「公助」が相互に関わりながら取り組む必要があります。
- 地域では、民生委員・児童委員や支援団体の高齢化や地域活動に関わる人の高齢化が進んでおり、身近な地域での支え手不足が問題となっています。とりわけ、若年層の地域への関心度が低いことから、地域福祉意識の醸成を図ることが必要とされています。
- 日頃の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう、素早く対応できる支援体制づくりを進める必要があります。

施策での取組

町の取組(重点施策)

2-2-1: 地域での支え合いの推進

- 地域福祉への関心や参加意識を高めるため、広報誌や学習会、交流等を通じて福祉意識の醸成やきっかけづくりを進めます。
- 見守り・声かけ等、誰もが参加しやすい活動を通じて、多様な主体が地域での支え合いに参加する機会を推進します。

2-2-2: 包括的な支援体制の構築

- 複雑な福祉課題や制度の狭間にある方、生活困窮者等に対して、必要な支援が確実につながるよう、保健・医療・福祉をはじめ、多様な分野において連携を図り、切れ目のない包括的な支援体制を構築します。

2-2-3: 要配慮者支援の充実

- 災害時の安全を確保できるよう、地域での日常的な見守り活動等を通じて、災害時の避難支援や安否確認等の円滑な実施体制を構築します。
- 避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報の保護に配慮しながら避難行動要支援者名簿の整備を進め、災害時の円滑な支援体制を整備します。

協働による取組(わたしたちができること)

- ・地域福祉の担い手としての意識を持ち、見守りや声かけ等、できることから地域での支え合いに取り組む。
- ・高齢者や障がいのある人、子育て家庭等、支援の必要な人の気持ちに立って行動する。
- ・困りごとがあるときは、一人で悩まずに相談する。

関連する個別計画 (担当課は令和3年4月1日現在)

- 第3次玖珠町地域福祉計画 【福祉保険課 福祉班】

数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目 標 値	
				令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
1	避難行動要支援者名簿の登録数	R2	723人	800人	850人

施策2-3 子育て支援の充実

【 施策目標 】

- 子どもの人権を守り、喜び楽しみながら、みんなで育てる童話の里づくりを目指します。
- 子育て世代が、子どもを産み育てやすい切れ目のない支援を目指します。

施策を取り巻く環境（現況と課題）

（子育て支援）

- 社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがすおそれのある急速な少子化が喫緊*の課題となっており、そのための取組が求められています。
- 玖珠町においては、地域での子育て家庭の減少、核家族化や共働き家庭の増加等に伴い、子ども医療費の助成、子育て支援サービスの充実等が求められています。子どもを安心して産み育てられるよう、切れ目のない支援体制が必要となります。
- 町内の子育て家庭を取り巻く環境は、地域関係の希薄化や核家族化、家庭環境の多様化・複雑化が進むことにより、子育て家庭や子どもと地域住民との関わる機会が減少することも懸念されます。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現していくためにも、地域全体で子育て家庭を支える体制づくりが求められます。
- 教育・保育においては多様なニーズが求められており、今後の玖珠町の出生数の動向を見据え、必要な教育・保育機能を確保していく必要があります。
- 玖珠町では、玖珠町出産祝金の支給を行う等、町をあげて、次世代を担う子どもの健やかな育成と子育て世代の経済的負担の軽減を図る取組を行います。

*喫緊：
さしせまって大切なこと。



施策での取組

町の取組(重点施策)

2-3-1: みんなで支える子育て支援

- 妊娠、出産、子育てに係る保護者の心身の不安や負担を軽減するために、多様な子育て相談の機会を創出し、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを推進します。
- 乳幼児の保育料の負担軽減や子ども医療費助成、玖珠町出産祝金の支給等、子育て家庭に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 子育て世代を中心に、若者や子どもの希望をかなえる環境づくりを推進します。

2-3-2: 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等と協議しながら、地域資源を活用した放課後の居場所づくりや、遊び場を確保します。
- 子どもたちが地域で孤立することなく、安心して過ごせる居場所をつくり、食事の提供、学習支援等を行います。

2-3-3: すべての子どもが健やかに成長できるまちづくり

- 子どもたちが、「子どもの権利」を侵害されることなく健やかに育ち、生きる力を身につけられるよう、教育・保育施設における支援体制の充実を図ります。
- 障がいや発達に支援が必要な子ども、ひとり親家庭等、社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭に対し、関係機関等と連携しながら、必要な支援を行います。
- 虐待から子どもを守り、安心して生活できるよう、関係機関が連携を深め、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

協働による取組(わたしたちができること)

- ・地域住民で子どもの見守り活動を行い、温かく子どもの成長を見守る。
- ・子育て中にわからないことがあれば、家族や周囲の人、役場窓口に相談する。

関連する個別計画 (担当課は令和3年4月1日現在)

- 第2期玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画 【子育て健康支援課 子育て支援班】

数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値	
				令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
1	みんなで支える子育て支援(実態調査)	R2	4.6%	7.2%	9.0%

施策2-4 高齢者福祉の充実

【 施策目標 】

- 高齢者が安心して元気に暮らせるまちを目指します。
- 医療・介護・福祉・生活支援等の多様な職種との連携による地域包括ケア体制の構築を目指します。

施策を取り巻く環境（現況と課題）

（高齢福祉・介護予防）

- 今後高齢化が急速に進むことから、健康寿命の延伸に向けてフレイル※対策等の介護予防と、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施できる体制づくりが課題となります。
- 地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう包括的な支援・サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の中核機関として必要な支援を実施していますが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えながら、引き続き機能の充実を図る必要があります。
- 判断能力が十分でない高齢者の財産管理を行うため、本人の意思に基づく医療・介護・福祉等のサービスの利用等、権利侵害を未然に防ぐため、制度の利用促進に取り組む必要があります。
- ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等支援が必要な高齢者は増えることが見込まれており、介護予防等、様々な生活支援の体制整備が必要となります。本人やその家族、医療、介護の専門職等だけではなく、地域社会全体で高齢者を支えていく取組が必要となります。
- 高齢者が地域社会で活躍していくために、生きがいづくりを推進するとともに、高齢者自身が地域社会の支え手となるよう取り組んでいく必要があります。

※フレイル：

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態のこと。

（介護保険制度）

- 介護保険制度については、介護や支援が必要な状況になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、サービスの質の向上を図るとともに、要介護者に必要なサービスが適切に提供されるよう、介護給付の適正化を図る必要があります。



施策での取組

町の取組(重点施策)

2-4-1: 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

- 個々の状態に合わせて心身機能の維持・改善に取り組み、要介護状態への移行や重度化の抑制を図る等、介護予防事業を推進します。
- 支援を受けながら、在宅で自立した生活ができるよう、各種高齢福祉サービスの充実を図ります。

2-4-2: 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

- 生活機能の向上のための機能訓練や、ひきこもり予防を目的とした通いの場の提供等、介護予防とともに、地域との交流や生きがいをもって生活できる環境づくりを推進します。
- 通いの場への参加や外出しやすい環境づくりに向けて外出や移動に対する支援を行い、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- 高齢者が、就業機会を得ることによって社会参加をし、生きがいをもった生活ができるよう、シルバー人材センターの会員登録の促進等、充実を図ります。

2-4-3: 高齢者の尊厳を守る取組の推進

- 当事者や家族が信頼できる成年後見制度の利用促進に向けて、市民後見人^{*}の養成のほか、地域における連携ネットワークの構築や広域による中核機関の機能整備等について、検討を進めます。

^{*}市民後見人：

一般の市民による後見人であり、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のこと。

2-4-4: 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センター機能が十分発揮されるよう、地域での見守り、安否確認等を行うほか、介護予防ケアマネジメント等、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定に必要な支援を包括的にを行います。
- 生活支援コーディネーター等と連携し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備することで、地域との連携、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

2-4-5: 介護保険の適正な運用

- 介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるため、サービス提供事業所等と連携を図りながら、サービスの質の向上に努め、利用者が安心して必要なサービスを利用できるよう、適正な介護保険サービスの基盤整備を図ります。
- 高齢者やその家族が、介護保険サービスを適切に選択・利用でき、円滑に提供されるよう、給付の適正化、介護人材の確保に取り組みます。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組むため、関係各部署や関係機関と連携しながら健康寿命の延伸を推進します。

協働による取組(わたしたちができること)

- いつまでも元気で暮らせるように、日頃から健康に留意し、介護予防に努める。
- 地域における見守りや支え合い活動等、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに参加、協力する。
- 介護保険制度を理解し、適切な介護サービスの利用に努める。
- 安定した介護保険サービスを供給できるよう、サービス提供事業所は、保険者(町)と協力して介護職の人材確保に努める。

関連する個別計画

(担当課は令和3年4月1日現在)

- 玖珠町高齢者福祉計画
- 第8期介護保険事業計画

- 【福祉保険課 高齢者支援班】
- 【福祉保険課 高齢者支援班】

数値目標

No	指 標 名	現状値の年度	現状値	目標値	
				令和7年(2025)	令和12年(2030)
1	健康寿命(お達者年齢※)	H30	男性 79.89 歳	男性 81.00 歳	男性 81.50 歳
			女性 84.26 歳	女性 85.50 歳	女性 86.00 歳

※お達者年齢:

介護保険制度による要介護2以上に認定されていない方を健康とみなして大分県が独自に算出して公表している数値。



施策2-5 障がい者福祉の充実

〔 施策目標 〕

- 住民の障がいへの理解を促進し、障がいのある人が身近な人たちと関わりを持ちながら、生活、社会参加のできる地域社会を目指します。
- 障がいのある方々が、必要な支援を受けながら、その人らしい暮らし方を支援できる体制を目指します。

施策を取り巻く環境(現況と課題)

(障がい者福祉)

- 障がいのある人が地域で自立した暮らしを実現するためには、障がい者(児)本人だけでなく、地域の理解や家族への支援を行う等、障がいのある人を取り巻く環境に多くの支援が求められています。
- 高齢化の進行に伴い、障がいのある人や介護する方の高齢化も進行していることから、相談支援等を通じて必要とする支援内容の把握や、住まい、地元での就労等、地域の生活基盤を充実させていく必要があります。
- 障がいのある人にとっては、日常生活だけでなく、災害時においても配慮が必要です。そのため、関係機関や地域の自主防災組織等と連携しながら、情報伝達や避難誘導、避難所での支援等、一人ひとりの障がい者に配慮した支援が必要となります。
- 今後は、障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づき、障がいへの理解とともに、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進等、引き続き障がい者福祉施策の総合的な推進が求められます。

施策での取組

町の取組(重点施策)

2-5-1:障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進

- 障がいの有無に関わらず、ともに生きる地域社会の形成に向けて、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発活動や教育の充実を図ります。

2-5-2:すべての人にとってやさしい住みよいまちづくりの推進

- 障がいを理由に、社会生活において不利益を被ることのないよう、消費者トラブルの防止や権利擁護についての周知を図り、各制度の適切な利用を促進します。
- 災害時においても支援が行われるよう、関係機関や地域と連携を図りながら、災害時の支援体制を確立します。

2-5-3: 障がい者が主体性、自立性を発揮できる施策の推進

- 一人ひとりが希望に応じた就労につながるよう、自立支援給付による就労移行支援をはじめ、サービス提供事業所とも連携を図りながら、就労を通じた社会参加の機会の創出に努めます。
- 適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就労機会の場として、福祉的就労(就労移行支援、就労継続支援A型※1・B型※2)の機会の提供や、地域活動支援センターでの活動の場を確保し、一般就労への移行を希望する方の就労移行につながる支援を行います。

※1 就労継続支援 A 型：

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。

※2 就労継続支援 B 型：

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。

2-5-4: 切れ目のない施策の連携(包括的かつ横断的な支援)

- 支援にあたっては、保健、医療、福祉及び教育等多岐にわたるため、町行政内部はもとより、社会福祉協議会やその他の関係団体、県の関係機関等と各関連分野の横断的・包括的支援体制の構築に努めます。

協働による取組(わたしたちができること)

- ・障がいについて理解を深め、支援を求められたときは協力する。
- ・暮らしの中で困ったことがあったら、行政や相談事業所等へ相談する。
- ・イベントや行事を開催する際は、障がいのある人等、誰でも参加しやすい環境づくりを心がける。

関連する個別計画

(担当課は令和3年4月1日現在)

- 障がい者活躍推進計画 【総務課 行政班】
- 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 【福祉保険課 福祉班】

数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目 標 値	
				令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)
1	地域のなかで配慮や工夫が進んできているか	R2	43.2%	48.2% 以上	50.0% 以上

施策2-6 人権尊重社会の実現

〔 施策目標 〕

- 「玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」に基づき、明るい地域社会（人権尊重社会）の実現を目指します。
- あらゆる場面において性別に捉われず、それぞれの個性・能力に応じた役割を平等に担うとともに、その能力を十分に発揮できる人権尊重社会を目指します。

施策を取り巻く環境（現況と課題）

（人権）

- 部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等への差別や偏見等、様々な人権問題が依然として存在しているほか、性的少数者の人権問題や新型コロナウイルス患者等に対する人権侵害、情報化の進展に伴うインターネットによる人権侵害等、新たな課題も生じています。
- 部落差別の解消をはじめ、障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ*対策法等の個別分野の法整備が確立され、これらの法・制度の目的を達成するためには広く住民が理解する必要があります。
- 児童虐待事件が後を絶たない中、「しつけ」による体罰を禁止した「改正児童虐待防止法」が令和元年に成立し、子どもの人権を保護し、擁護するための取組が求められています。
- 今後は、人権に関する様々な問題に対応するため、人権相談体制の強化と充実に取り組むほか、より一層の教育・啓発の推進や実態調査を踏まえたより効果的な施策の推進を図る必要があります。

*ヘイトスピーチ：

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、障がいといった、自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して、攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

施策での取組

町の取組（重点施策）

2-6-1：あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 様々な人権問題の解消に向け、事業主への啓発や講演会の開催、学校教育や社会教育等、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行います。また、ICTやグループワーク・フィールドワーク*等様々な手法を活用し、効果的な啓発の促進及び情報提供を行います。
- 性的少数者に対する配慮や特定のヘイトスピーチ防止につながる多文化尊重意識の啓発促進等、新たな人権課題に取り組めます。
- 人権尊重意識の確立に向けた町職員研修の充実を図るほか、人権教育を推進する指導者の人材養成に努めます。

*フィールドワーク：

文献から情報を得る方法に止まらず、自ら現場に出て調査する手法のこと。

2-6-2: 人権相談・支援の充実

- 生活困窮をはじめ、福祉、就労、教育、住宅等の分野にわたり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な権利擁護を推進します。
- 人権問題に関して悩みや不安を抱える住民に対し、関係機関と連携及び相談者・支援者の資質向上を図る等、相談支援体制を強化します。
- 当事者団体・支援団体・研究団体への支援、連携を図るほか、先進的、特徴的に人権尊重社会に取り組む町内の個人・団体への顕彰を行います。
- インターネット上の人権侵害については、モニタリング※及び予防のための教育・啓発を行う等、積極的に対応します。

※モニタリング：
対象の状態を連続的あるいは定期的に観察・記録し、継続的に監視し続けること。

2-6-3: 部落差別解消の推進

- 「部落差別解消推進法」を踏まえて、諸問題解決に向けた施策を実施します。

協働による取組(わたしたちができること)

- ・差別やいじめ、虐待等の人権侵害をしない、させないという意識を持つ。



関連する個別計画

(担当課は令和3年4月1日現在)

- 第3次玖珠町人権施策基本計画
- 【人権確立・部落差別解消推進課 人権確立班】



数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値	
				令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
1	人権問題に(非常に)関心がある	H29	52.7%	55.0%	58.0%
2	人権問題に関する研修会講演会等に参加したことがある	H29	41.3%	45.0%	50.0%
3	部落差別解消推進法の周知度	H29	21.2%	45.0%	50.0%